

2017年秋季年末闘争方針

2017年9月6～7日 第5回中央執行委員会

1. 秋季年末闘争の位置付け

17年秋季年末闘争は、17年度運動方針案に示されている情勢、自交総連組織の現状をふまえ、組織の強化拡大を重視し、以下の重点課題と結び付けて、必ず前進をはかる。①白タク合法化阻止を中心とした政策要求の前進、②実利につながる職場権利の確立、③憲法改悪阻止、国民的要求実現。

2. 組織の強化拡大

組織強化拡大2か年計画の半ば近くが経過するなか、目標の達成にはいっそうの奮闘が求められる。すべてのとりくみを組織拡大に結びつけ、組織の減少や現状維持から反転増勢への足掛かりをつかむ。

すべての組織が目標にもとづき、未組織宣伝、職場内での働きかけ、統一行動日など具体的な計画を策定し、全組合員の意思統一をはかり実施する。

全労連の新4か年計画にもとづき企画される地方ごとの「総がかり作戦」の企画調整に参加し、自交労働者対象の作戦が実施できるようにする。

3. 要求と課題

- (1) 白タク合法化の動きは依然として止まっておらず、レンタカー利用の“ジャスタビ”、長距離相乗りの“のってこ”など道路運送法の枠組みを崩す動きも進行している。白タク合法化につながる規制緩和を阻止するため、学習・宣伝を強化し、共同を発展させる。地方で住民の足の確保にライドシェアを利用する動きを警戒し、自治体に対しライドシェアを導入しないよう求め、タクシーを活用した安全な公共交通の充実を求めていく。

改正特定地域特措法にもとづく特定地域・準特定地域では、実施状況の点検を行い、実効ある労働条件改善につながる減車の実現を求めていく。

安心・安全なタクシーを発展させる観点からタクシー運転免許について世論の構築をはかるとともに、運転者登録制度の適切な運用を求める。

- (2) 労働者の権利を点検して改善をはかり、職場内の法違反を一掃し、実利につながる成果の獲得をめざす。

タクシー・ハイヤーでは、①年次有給休暇の取得制限、不利益取扱いの是正、②最低賃金の確実な支払い、③割増賃金の適正かつ確実な支払い、④運転者負担制度の廃止など、職場ごとに重点を決めてとりくむ。

自動車教習所、観光バスでは、年末一時金等の要求に加え、政策提言「権利確保と社会的地位の向上、事業の将来のために」にもとづくとりく

みを進める。

- (3) 安倍首相が憲法9条改憲を明言するなか、改憲阻止のたたかいを最重点とし、統一署名10万筆をめざす。国民とともに政治の民主的転換をめざす。労働法制改悪反対、森友・加計疑惑糾明、社会保障切り捨て反対などの課題について、全労連の提起にもとづき積極的にとりくむ。

4. 具体的な闘いの進め方

- (1) 以下の要求に地方の重点要求を加え交渉を実施する。
運輸局・支局に対しては、白タク合法化阻止、地方公共交通の整備・助成、適切な減車の推進など労働条件改善につながる施策を求める。
労働局・労基署に対しては、法定労働条件確保、違反の根絶を要請し、運輸当局と連携して地域全体で是正するよう求める。
地方自治体に対しては、ライドシェアの危険性を訴え、乗合タクシーや移動制約者への運賃補助の実現、地域交通政策の策定を求める。
- (2) 職場ごとに重点要求を設定し、要求提出は10月31日まで、回答指定日を11月14日までとし、11月中決着をめざす。

5. 統一行動の設定と主な日程

- (1) 自交総連の中央行動は、全労連が設定している11月8日（水）に合わせて配置する。具体的な行動内容については全労連や交運共闘と調整する。
- (2) 春闘準備として、未組織労働者との対話も含めて「はたらくみんなの要求アンケート」にとりくみ、昨年を上回る回収数をめざす。

(3) 主な日程

17年10～11月	地方自治体、運輸局（支局）、労働局交渉
～12月	組織拡大月間
10月17～18日	第40回定期大会
31日まで	要求提出
11月3日	安倍改憲NO！ 大行動
8日	自交総連中央行動（全労連統一行動）
14日まで	回答指定日
22～23日	国民春闘討論集会
18年1月22～23日	第40回弁護士交流会
23～24日	第40回中央委員会（春闘方針決定）